

核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

●発行所 PCDS(太平洋軍備撤廃運動: Pacific Campaign for Disarmament and Security)／平和資料協同組合(準)
〒223 横浜市港北区箕輪町3-3-1
TEL: 045-563-5101 FAX: 045-563-9907

●編集責任者 梅林宏道
●郵便振替 口座番号: 00280-0-38075 加入者名: 平和資料協同組合

毎月2回1日、
15日に発行。

1996年4月23日第三種郵便物認可

39 97/2/15

¥100

核兵器廃絶へ精氣あふれる

タヒチ／モオレア会議に世界から100人(1月20～28日)

「核兵器廃絶2000」会議報告 梅林宏道

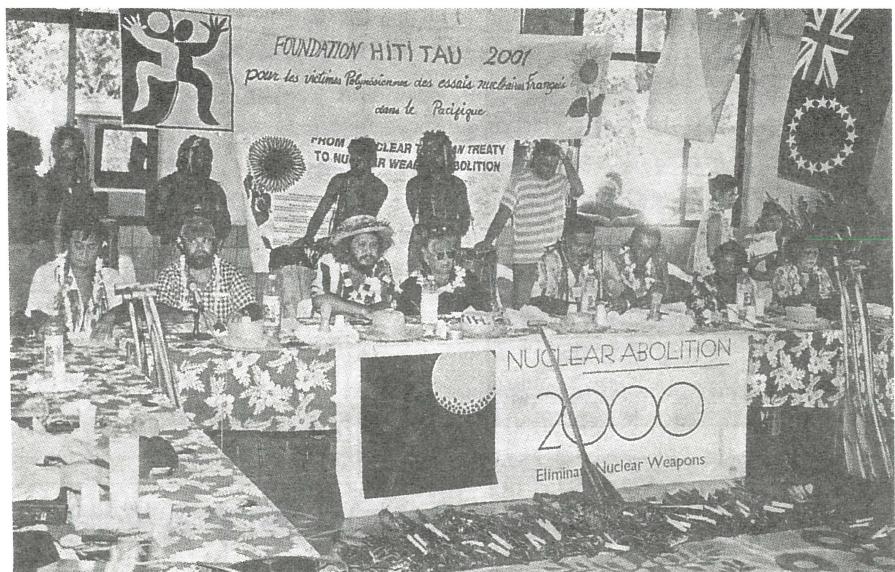
参加・主催者

精神的、文化的な要素が充満した会議であった。開催地を表現するのに植民地用語である仏領ポリネシアという言葉が捨てられ、先住民マオヒの呼称テ・アオ・マオヒが使われるということに、会議の主催者のこだわりと会議にのぞむ姿勢が象徴されていた。

会議の大部分はタヒチ島から16km離れた姉妹島モオレア島のマハレバ村の会議場で行われたので、この会議はモオレア会議もしくはタヒチ／モオレア会議と呼ばれる。

「核兵器廃絶2000」ネットワークにとって、95年4月にニューヨークで声明が採択されたときの会議につぐ2回目の本格的な国際会議であった。その間にネットワークが正式発足したハーグ会議(95年)、エジンバラ会議(96年)があったが、ヨーロッパ中心の色彩が強かった。

不完全であった参加者名簿を見ただけでも、モオレア会議にはタヒチ／モオレア現地の参加者を除いて世界各国から83名が参加した。おそらく実数は100人



モオレア会議第1議題: 太平洋の核問題の正面席。中央のサングラスの女性はボーリン・タンギオラ(ニュージーランド先住民マオリ)、その左はガビィ・テチタラヒ(タヒチ、ヒチ・タウ事務局長)、右はロベティ・セニトウリ(トンガ、非核独立太平洋運動事務局長)。1997年1月22日。

を越えたであろう。

オーストラリア、ニュージーランドのみならず、太平洋島嶼から多く(ハワイ、フィジー、トンガ、タヒチ、ペラウ、マーシャル)が参加したのは、核実験被害地であり、反核運動の強い伝統がある開催地を考えると当然であったが、「核兵器廃絶2000」ネットワークの会議としては、後述するように重要な意味をもっていた。ヨーロッパ

(デンマーク、ノルウェー、ドイツ、フランス、ハンガリー、UK)、北米(USA、カナダ、ウェスト・ショジョン先住民)からの参加者も多かった。アジアからは日本、台湾、フィリピンから参加があった。中東ではイスラエルから1人が参加した。旧ソ連、中国、朝鮮半島からの参加者がなかったのはさみしかった。

日本からは、沖縄からの1人と在米の2人を含めて7人が参加した。

モオレア会議は、「核兵器廃絶2000」ネットワーク、ヒチ・タウ、AFSC(アメリカ

未臨界核実験情報 4ページ!

ン・フレンド・サービス・コミッティー)太平洋プログラムの3者共催で行われた。ヒチ・タウはテ・アオ・マオヒのNGO全国評議会であり、「今こそ、その時」という意味だそうである。感嘆するような組織力で、会議場の設定、参加者の宿泊、食事、輸送、現地訪問など一切の世話をしてくれた。AFSCは核兵器廃絶2000ネットワークの一員であるが、モオレア会議に力を注ぎ、ハワイに拠点をおく太平洋プログラムがヒチ・タウとの中継点として大きな役割を果たした。

日程

- 1月20日 タヒチ。登録、ヒチ・タウ事務局長ガビイ・テチタラビの歓迎のあいさつ、会議運営の説明。
- 1月21日 フェリーでモオレアへ。バスでパイン加工工場、ヤシとティアレの花で作る化粧油工場、バニラ園など見学、ビーチ、展望台。マハレパ村入村・歓迎の儀式。
- 1月22日 モオレア／マハレパ。カバによる開会儀式。会議：太平洋の核問題。タヒチのファアア市長で独立運動の指導者オスカー・テマルや非核独立太平洋運動事務局長ロペティ・セニトゥリなど発言。
- 1月23日 モオレア／マハレパ。会議：太平洋の核問題と国際的核問題の結合。「核兵器廃絶2000」およびワーキング・グループの経過説明。太平洋から「核兵器廃絶2000」設立声明の不十分さなど活発な意

会議は先住民マオヒの伝統をちりばめながら進行した。よそものである外国代表団がマハレパ村に足を踏みいれる前に行われる入村の儀式、会議開催の前に行われた村の長老による厳粛なカバ(植物の根を材料とした鎮静作用のある非アルコール飲料)をふるまう円陣の儀式、一つのカヌーに村の代表と会議参加者の代表が同乗して漕ぎ出すという場面を模した別れの儀式、毎日の朝食前の円陣の祈り、などなど。私もはじめてカバを飲む儀式の栄誉に浴した。

見。地域別会議(太平洋、アジア、ヨーロッパ、北アメリカ、中東)。

- 1月24日 モオレア／マハレパ。会議：討論の原則。地域別会議の報告と太平洋地域から出されたモオレア宣言などをめぐる討論。テーマ別会議(ワーキング・グループ、コーカス。核兵器禁止条約・NPT準備会議、健康被害、核廃棄物輸送、NATO拡大など)。
- 1月25日 モオレア／マハレパ。会議：ベラウ報告。先の帰国者のあいさつや訴え。テーマ別会議報告。モオレア宣言最終討論。デモで採択するタラホイ宣言などさまざまな決議文討論(タラホイは植民統治政府がある広場の地名)。組織、財政問題。お別れの儀式、ギフト交換会。
- 1月26日 モオレア／マハレパ。希望者は日曜日のミサ、その他はビーチでピクニック。マハレパ村主催のお別れパーティ。
- 1月27日 フェリーでタヒチへ。仮核実験停止1周年のデモ、パペー市街で。テマルの率いる政党タビニ



「核廃絶2000」国際ファシリテーターのパメラ・マイデル(右)(アトミック・ミラー、USA)と中心的活動家の1人ジャッキー・カバッソウ(西部諸州法律財団、USA)。1月20日、タヒチ。

主催のデモが別にファアアからタラホイへ。タラホイ広場で宣言署名。

- 1月28日 タヒチ。モオレア会議代表団が高等弁務官政府官房長官、福音協会事務局長と会談。環境調査、健康調査について申し入れ。

モオレア宣言

モオレア会議のもとも大きな意義は、「核兵器廃絶2000」の潮流が、核兵器の被害を受けつけた当事者である太平洋民衆の伝統的な反核運動の潮流と合流したことであろう。冷戦後の国際政治の中で、核兵器の全面禁止という人類の悲願に新しい現実性を与えたのには、国連や国際機関に影響力を増大してきた欧米の反核運動の功績に負うところが大きかった。その潮流が、「核の棄民」としての存在そのものから反核を語る太平洋民衆と、より深く結びつくこととなつた。

この合流を果たすためには、それぞれの運動の当事者が直接に対話をすることが不可欠であった。緊張に満ちたその機会を、モオレア会議が作った。

「非核化のためには植民地支配からの解放が必要である」という主張が、ロペティ・セニトゥリ(非核独立太平洋運動)らによってくり返し主張され、「核兵器廃絶2000」設立声明の不十分性が指摘された。独立が達成されても非核になるとは限らないという反論に対して、ロペティは「グリナム・コモンの女性が闘うことができたその権利を、私たちはもっていない」と語った。

設立声明の起草にあたったジャッキー・カバッソウ(USA、西部諸州法律財

4ページ下段へつづく →◆

モオレア宣言

「核兵器廃絶2000」設立声明への補足

本会議は、広島・長崎の人々の被爆から50周年である1995年に発せられた「核兵器廃絶2000」設立声明に述べられている合意事項や展望を再び確認する。それは、核兵器をきっぱりと無条件に廃棄するために活動し、52年間にわたる核兵器の使用、実験、生産の遺産である環境破壊や人的被害を正すためのものである。

しかし、フランス核実験の終結から一周年にテ・アオ・マオビ*で開かれたこの会議は、核兵器の生産と実験の結果、先住民や植民地化された人々が特別に被害を受けていることに強い光をあてた。植民地化された人々の怒りや涙は、核時代のそもそもの最初から、彼らの土地や大気や水が核開発のために取りあげられたにもかかわらず、彼らに何の相談もなく何の合意もなく、

何の関与も与えられなかったという事実から発している。

植民地化された先住民の大部分は、この核の荒廃の矢面に立たされてきた。先住民の土地におけるウラン採掘や核実験から、プルトニウムや核廃棄物の投棄、貯蔵、輸送、さらに核のインフラストラクチャーのために土地が盗みどられたことにいたるまで。

「核兵器廃絶2000」設立宣言は、「核兵器廃絶の立案や監視に、市民やNGO(非政府組織)の参加がきわめて重要である」と述べている。私たちは、これを精神においても行動においても再び強調する。とともに、先住民や植民地化された人たちが、この過程にとって重要なことを指摘する。彼らが、核兵器サイクルに関する決定、とり

わけあらゆる分野における核兵器の廃絶に参加することができ初めて、これが達成されるのである。自己決定、主権、そして独立という譲ることのできない権利が地球から核兵器を永久になくするための共通の闘いに全世界の人たちが参加できるために不可欠である。

したがって本会議は、このモオレア宣言が「核兵器廃絶2000」設立声明への補足となることに合意する。

1997年1月25日、テ・アオ・マオビ*、モオレアにて(モオレアはタヒチ島から16km離れた姉妹島)

*フランス領ポリネシアに対する先住民(マオビ)の呼称

※モオレア宣言が採択されたことによって、以下に再録する設立声明にこれを添付したものが、今後「核兵器廃絶2000」声明として、支持団体の輪を広げてゆく基礎文書となります。

「核兵器廃絶2000」設立声明

私たちの子供や孫たち、未来のすべての世代にとって、世界が安全で生き延びることのできるものであるためには、私たちは核兵器のない世界を達成し、50年間続いた核実験や核兵器生産の遺産である環境破壊と人間への被害を補償することが必要です。

さらに、原子力技術の「平和利用」と戦争への利用の間に断ち切ることのできない関連があること、半減期の長い放射性物質の生成や利用により、未来世代への脅威がつきまとうこと、を認識しなければなりません。私たちは、大量破壊兵器用の物質を作り出したり何千世紀にもわたり環境を破壊し続けることのない、クリーンで、安全で、再生可能なエネルギー生産の形態に移行しなければなりません。私たちにとって本当に「奪いえない権利」は、原子力エネルギーにあるのではなく、核兵器のない世界に生きる人々の生命、自由、そして安全にこそあるのです。

私たちは核兵器のない世界は、注意深く一歩一歩達成してゆかなければならぬと認識しています。私たちは、それは技術的に可能だと確信いたします。政治的な意思の欠如、特に核兵器国との意思の欠如が、唯一の障害です。化学兵器、生物兵器が禁止されたのと同じように、核兵器は禁止されなくてはなりません。

私たちは核兵器の廃絶を達成するためには、すべての国に対し、特に核兵器を公然であろうと事実上であろうと保有する国に対し、次のことを実行することを求めます。

1)限られた時間枠を定め、有効な検証と執行のための条項を備え、核兵器の段階的除去を求める核兵器廃絶条約の交渉を1995年に開始し、2000年までに締結すること(注)。

2)核兵器の使用や使用の威嚇を行わないことを直ちに無条件に約束すること。

3)しきい値をゼロに定め、すべての国の核兵器開発を禁止するという目的を明記した、真に包括的な核実験禁止条約を速やかに締結すること。

4)新しい核兵器を追加生産したり配備することを中止し、配備済みの核兵器の除去と不能化を開始すること。

5)核兵器使用可能なすべての放射性物質の、軍事および商業用利用と再処理を禁止すること。

6)すべての国の核兵器使用可能な放射性物質と核施設を、国際的な計量、監視、保障措置のもとに置き、核兵器使用可能なすべての放射性物質の公的な国際登録を確立すること。

7)非核の流体力学爆発、コンピュータ・シミュレーションなど(それらに限らず)研究室の実験による核兵器の研究、設計、開発、実験を禁止し、すべての核兵器研究所を国際監視のもとに置き、すべての核実験場を閉鎖すること。

8)トラテロルコ条約やラロトンガ条約で作られたような非核兵器地帯をさらに増やすこと。

9)核兵器の使用と使用の威嚇が違法であることを認識し、これを公に、また国際司

法裁判所において宣言すること。

10)持続可能で環境に安全なエネルギー源の開発を推進し支援する国際エネルギー機関を設立すること。

11)核兵器廃絶へのプロセスの立案や監視に、市民やNGOが参加することを保証する機構を創立すること。

核兵器のない世界は、人類すべてが熱望しているものです。この目標は、少数の国が核兵器保有を公認している核不拡散体制では達成できません。私たちの「共通の安全保障」には、核兵器の完全な除去が必要です。私たちはNPTの無期限、無条件延長に反対します。私たちの目的ははっきりしています。それは無条件の核兵器廃絶です。

(注)核廃絶条約は、不可逆的な核軍縮の方法を定めるべきであり、次のような内容を(それに限らず)含むべきである。つまり、配備されているすべての核兵器システムを撤去し不能化すること、核弾頭を不能化し解体すること、核弾頭と核兵器使用可能な放射性物質を国際的な保障措置のもとに置くこと、弾道ミサイルや他の運搬手段を破壊すること。この条約はまた、遅滞なく独立に実行されるべき、上に掲げたような方法を含むことも可能である。完全に履行された暁には、条約はNPTにとってかわるであろう。

1995年4月25日、ニューヨークにて

米未臨界核実験 4月以降か

求められる日本政府の反対行動

2月にも行われると懸念された米ネバダ核実験場の低威力核実験施設(LYNER、現在はUlaと改名されている)におけるいわゆる未臨界核実験は、4月以降である可能性が濃厚になった。反対への声を強めるべき時間である。

新しく着任する予定のフェデリコ・ペニヤ米エネルギー省(EOD)長官は、新長官承認の上院公聴会に1月30日と2月5日に証言台に立った。証言の中で氏は未臨界実験の必要性を再確認し、今年中の実験実施を発言した。

新長官の承認は2月中旬であると予定されており、2月末にも実験実施の日程が公表されると予想されている。未臨界実験反対活動に取り組んでおり、正確な分析家として知られる核戦争防止医師の会(米国)のダリル・キンボールは、明確な出所を明らかにしていないが、最初の実験は1997年の第2四半期、つまり4月～6月に行われるとの情報を紹介している。

彼によると、日程はまだ定まっておら

ず、第1回実験を担当するロスアラモス研究所から実験装置がまだ発送されていない。

フォン・ヒッペル博士(プリンストン大学)など多くの専門家は、未臨界実験は、DOEが主張するような米国の核兵器の安全性、信頼性の確保に必要ではないと強調している。もし、米国がこれを強行すると、ただでさえ複雑なCTBT(包括的核実験禁止条約)のもとにおける違反実験の検証問題をいっそう複雑にし、その悪影響ははかりしれない。ましてや、CTBTが発効するまでは検証の手段すらないわけであり、クリントン政権自身が力を注いできたCTBTを、自分の手で破壊する行為であることを警告している。

『プレティン・オブ・アトミック・サイエンティスト』(96年11・12月号)で、フォン・ヒッペルらは次のような条件が満たされないかぎり未臨界実験を行ってはならないと、ぎりぎりの条件を提示している。

■実験の必要性について、批判論者も含めた独立専門家委員会の審理

(ピア・レビュー)を受けること。

■地下ではなくて実験を地上の圧力容器で行えないかどうかを吟味すること。

■実験がほんとうに臨界に達していないことを国際的に証明できる体制を作ること。

現有の核兵器の延命に賛成できない人々にとっては、これは不満なものであろう。しかしこの条件は、CTBTを有意義な条約として確保するために最低限必要なものであり、行政に対する要求としてはよく考え抜かれたものであると思う。CTBTを大切に考えるのであれば、日本政府が行動を起こす手がかりもここに含まれている。

本誌36.37号(1月15日)に1月27日の未臨界実験国際行動デーを紹介した。この日、米国ではホワイト・ハウスへの中止要求電話が集中した。「午前11時、ホワイト・ハウスの交換手はく数を教えることはできない。しかし実験中止を求める電話の洪水です」と私に語った」と、リバモアの運動家の一人がインターネットで報告している。

日本では、日本政府が未臨界実験の中止を米国に要求するよう非核自治体が行動を起こすことが、いまもっとも効果的であろう。(梅林宏道)M

◆← 2ページからつづく

団)らは、不十分性を認めるのに躊躇はなかった。そのうえで設立声明がすでに全世界の700近い団体の支持を受けている経過との間で苦慮した。日本で「核兵器廃絶2000」の支持団体の拡大に努力してきた私も同じ立場であった。

ロベティ:「たとえば、設立声明の一語を訂正することは可能ですか。」

ジャッキー:「不可能です。この文書はすでに急速に広がっており、訂正できません。」

ロベティ:「補足声明や追加声明を作ることはできますか。」

ジャッキー:「それは可能です。そうしたいと思います。原案作りにぜひ協力下さい。」

このようにして、太平洋参加者が起草し討論を経て採択されたのが「モオレア宣言」(3ページ)である。今後はニューヨークで採択された設立声明にモオレア宣言を補足声明として添付したものが「核兵器廃絶2000」ネットワークの基本文書となる。すでに設立声明に賛同した団

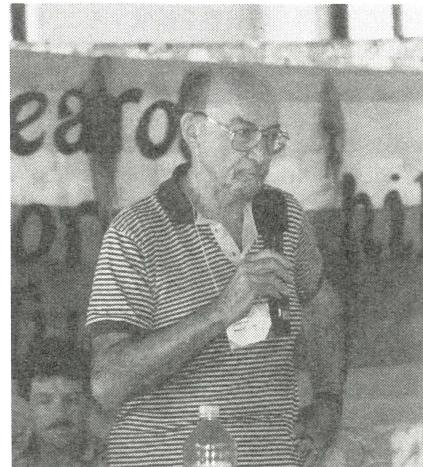
体には補足声明への支持を求めることになる。

核兵器禁止条約 (NWC)

「核兵器廃絶2000ネットワークの核心は、核兵器禁止条約にある」と、ピーター・ワイズは断言した。氏は国際司法裁判所(ICJ)の「核兵器は原則的に国際法違反」という勧告的意見をひき出したNGOの代表をつとめる法律家である。

モオレア会議では、日本の核廃棄物輸送問題や太平洋の核実験被害者、ハンフォードの風下被爆者などが涙ながらに訴えた健康問題など多くの重要問題が議論され、ワークショップがもたらされた。

私がモオレア会議に参加した最大の問題意識は、「世界的に起きたある核兵器離れた潮流を国際政治のなかでいかに強めるか。核廃絶を2000年までに確実なものにする道筋は何か。被爆国日本でなすべきことは何か」ということであった。その意味で課題別会議では、IC



NWCを訴えるピーター・ワイズ(「核政策のための法律家委員会」代表、USA)

J判断・NWC・核不拡散条約(NPT)再検討会議準備会(NPT準備会と略称)を論ずる会議に参加し、アジア地域別会議でもその関心から発言した。ここでは、私の関心からの内容を要約する。

◆ICJ判断の重要さを知らせる

日本では不幸ないきさつのために、ICJ判断がもつべき重要な意味が強調され

ないまま今日にいたっている。「原則的に国際法違反」の判断は「例外」を強調する内容ではないし、また、全裁判官が一致して勧告した「すべての分野にわたる核軍縮の義務」は、国際政治のなかで重大な意味をもっている。

モオレア会議では、使いやすい説明パンフレットの必要性、科学技術者の学会に国際法の観点から核兵器開発の否定を宣言させること、軍人に核兵器任務を拒否させること、法学部の学生の材料とすること、ICJ判断がもたらした影響の事例を伝えあうこと、などが議論された。

カナダの外務大臣が、ICJ判断を根拠

にカナダの核兵器政策の見直しを命じ、他のNATO諸国にも同じことを促していたことは、本誌でも伝えたことだが、この関係では最大のできごとである。カナダからの参加者から、ダグラス・ロウチ元軍縮大使がNGOとともに全国で円卓会議を開いてこの動きを作った活動が紹介された。日本からは、市民団体がロウチ氏を招待し日本政府に核兵器政策の変更を迫る材料とする計画が紹介された。

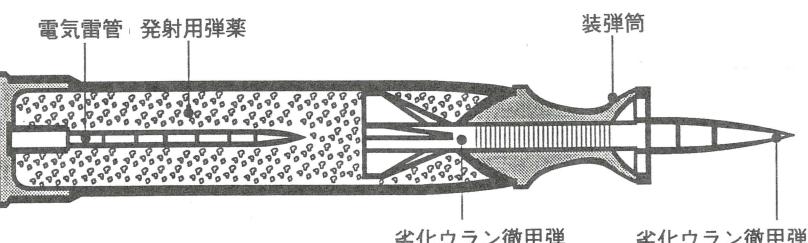
◆核兵器禁止条約と NPT準備会議

ICJ判断のもっとも直接的な発展は、「9

7年中にNWCの交渉開始」を求めた国連決議(マレーシア決議案、本誌33号、36・37号)の採択であろう。この決議案を起草したのはピーター・ワイズらのLCNP(核政策のための法律家委員会)であったことを知って、「やはり」と思った。マレーシア決議案の実行を迫る道としては、ジュネーブ軍縮会議(CD)やNPT準備会がある。後者の会議の方が全会一致でなくとも議題になりうるので、モオレア会議ではNPT準備会へのとりくみが強調された。また、ニューヨークの国連会議場でのロビー活動もさることながら、それぞれの政府に対する働きかけが重要である

資料

陸軍環境政策研究所「劣化ウラン報告書」



出典:米陸軍

米会計検査院報告「砂漠の嵐作戦 一 陸軍は劣化ウラン汚染を扱う準備ができていない」
(1993年1月)より

沖縄の鳥島射爆撃場に1520発の劣化ウラン弾が発射されていたことが明らかになった。劣化ウラン兵器とは何か。米国の「陸軍環境政策研究所(AEPI)」の劣化ウランに関する未公開報告書の内容をここに紹介する。

AEPIは、議会の要請に応えて行った劣化ウランに関する報告(1994年6月)を増補した技術的報告書『米陸軍における劣化ウラン使用の健康と環境への影響』を作成した。同報告書は未公開であり、作成年月日は明かではないが1994年7月から1995年12月の間に推測される。米国のNGO「軍隊の毒物プロジェクト」の「劣化ウラン市民ネットワーク」が同報告書を入手し、1996年1月にパンフレットにまとめている。その内容を以下に要約する(「」内は報告書からの引用)。

陸軍は報告書の中で次のように記述し、劣化ウランの危険性を認めている。

「現在利用できるいかなる技術を用いても、劣化ウランの特性である化学的毒性や放射性の毒性をいちじるしく減少させることはできない。これらは、ウランの持つ特性である。」「劣化ウランは低レベルの放射性廃棄物であり、許可された貯蔵所でのみ処理されるべきである。」

「戦車を貫通したとき、70%の劣化ウラン徹甲弾はエアロゾル化(煙霧化)する可能性がある。酸化ウランを含んだエアロゾルは風下地域を汚染する可能性がある。劣化ウランの断片は、劣化ウラン弾を撃ち込まれた戦車周辺の土壤を汚染する可能性がある。」そのように微粒子となつた劣化ウランは、「体内に入ると著しい医学的影響を引き起こす可能性を持

つ。体内での劣化ウランは化学的、放射線学的危険性を持つ。」

さらに「劣化ウランを含んだ兵器は、現在世界兵器市場で公然と入手できる」と述べ、「今後、戦場において劣化ウランによる病人の数は増えるだろう。なぜなら、他諸国が劣化ウランを含む装置を使用するだろうからだ」とも述べている。

また、「現在の使用済み発射火薬の処理方法である屋外での爆発あるいは焼却に比べて、環境に注入する劣化ウランの量が少ないと考えられる研究中の処分方法は…」という記述は、劣化ウランによって汚染された発射火薬の焼却部分が、非常に危険ということを示唆する。

劣化ウラン弾の演習に使われている何千エーカーもの米軍基地が汚染されていることを報告書は事実上認めてい

劣化ウラン装着120mm徹甲砲弾

一米軍自身が認める危険性

る。米国ではジェファーソン(インディアナ州)、ユマ(アリゾナ州)、アバディーン(メリーランド州)各試射場で演習が行われているが、報告書は「アバディーンでは、腐食した徹甲弾のおかれた地面の下20cm地点の土壌が汚染されていることが発見された。このことは、劣化ウランが溶解して拡散する可能性を示している。」

このように危険性を認めながら、「陸軍はこれまでに、陸軍実験場の軟標的インパクト地域の汚染除去、廃棄を行ったことはない。」その根拠として次のことをあげる。「まず、米国原子力規制委員会(NRC)は、低濃度の劣化ウランを埋蔵方法についての制約なしに陸軍が埋蔵することを認めている。」「あるいは、NRCは、陸軍が低濃度の劣化ウランを指定通り埋蔵処分すれば、その後の土地利用に関する規制や劣化ウラン取り扱いに関してNRCの許可を受けづける必要性がなくなることを認めている。」

報告書は、劣化ウランの健康や環境への影響に関する陸軍の調査が十分ではないこと指摘、さらなる調査とよりよい安全手続きの実施も要請している。(照屋みどり)M

ことがくり返し確認され、その趣旨が声明文として採択された(2ページ下段)。

一方で、NWCのモデル条約作りがLCNPとINESAP(核拡散に反対する科学技術者国際ネットワーク、事務所ドイツ)を中心進められている。会議ではモデル条約についての最新の紹介文書が配布された(26ページ、関心のある方は事務所まで)。モデル条約全文は、現状で110ページに及んでいると、LCNPから報告された。

◆非核自治体、ASEAN地域フォーラム(ARF)

これとの関連で、私は非核自治体の

役割を強調した。本誌36・37号に掲載した日本の非核自治体地図の英語版を作成して持参したが、それをもとに80年代に急増した世界の非核自治体が、この新しい状況に対して行動することの重要性を訴えた。日本でとりわけ重要な意味をもつが、非核自治体運動は世界的な広がりをもっており、その再活性化が求められている。

すでに米サンタバーバラの「核時代平和基金」が、新しい都市宣言運動を提案していたが、モオレア会議にモデル宣言文を提出した。宣言は、①非核宣言地帯の拡大、②核警戒体制の解除と第1不使

用の要求、③NWC交渉の即時開始と200年までの締結、の3点を含む。

また私は、国連だけではなくARFなどその他の国際政治の場をNGOが活用する必要性を訴えた。7月に開催される今年のARFの開催国はマレーシアであり、マレーシア国連決議にもられたNWC交渉の要求を地域安全保障の観点から提起する好機である。

ロペティは、ICJ勧告を基礎にして、南太平洋非核地帯条約の強化(核艦船の航行の禁止)を南太平洋フォーラムに働きかける考えを示した。(梅林宏道)M

確に否定。

●1月29日 米国務省当局者「北朝鮮が使用済み核燃料棒の封印作業再開」と語る。順調に進めば6~8ヶ月以内に8,000本の封印完了。

●1月29日 KEDO・ボズワース事務局長来日、軽水炉提供費用の分担問題などで日本側と調整の予定、31日まで。

●1月29日 北朝鮮が近く、軽水炉建設事業担当部署設置、総責任者に許・巡回大使就任の見通しとの報道。韓国・聯合通信。

●1月30日 KEDO・ボズワース事務局長、高村・外務政務次官、山崎政調会長と会談、軽水炉の今春着工の意向伝え、費用協力求める。

●1月30日 1992年10月に蘭で墜落のイスラエル航空貨物機ガウラン搭載との疑惑。イスラエル紙イディオト・アハロノト報道。

●1月31日 北朝鮮と台湾の低レベル核廃棄物貯蔵委託契約で韓国・李首相、KEDOによる軽水炉支援事業の予算負担困難との認識示す。

●1月31日 原子力委員会、2000年までにプルサーマルを3,4基で実施の方針決定。2010年頃までに全電気事業者の実施求める。

●1月31日「非核まんが・アニメーション&アート展」東京展、都内2ヶ所で同時開催。3月2日まで。

●2月1日 米エネルギー省、初期の核実験記録した映画フィルムのうち約6,500本の機密指定解除。約25分のコンパクト版も配布。

●2月1日 原爆落下中心碑の移設設計画撤回した長崎・伊藤市長、「核兵器廃絶を発信する長崎の役割、問題の長期化望ましくない」と。

●2月4日 プルサーマル用燃料加工に伴うプルトニウムの仏からベルギーへの移送について外務省、EU、ベルギー政府と交換公文を7日に交わすことで合意と明かす。

●2月4日 政府、プルサーマル計画推進決めた原子力委員会の決定に基づく「当面の核燃料サイクルの推進」を閣議了解。

沖縄

●1月24日 嘉手納基地住宅地域の排水溝からドーム缶8本分のディーゼル燃料が流出。関係自治体への連絡5時間遅れる。

●1月26日 東村の高江区で「ヘリポートの東村誘致反対区民総決起大会」開かれる。

●1月31日 米海軍海上輸送部隊の海洋調査船サイラス・ペントWBに入港。

●1月30日 名護市で「ヘリポート建設阻止北部地域総決起大会」開かれる。

●1月31日 日米両政府、「普天間実施委員会(FIG)」を設置。

●2月1日 米海軍海上輸送部隊の事前集積船アルゴル級車両貨物輸送船カペラWBに入港。

●2月5日 反戦地主らが、首相の米軍用地の使用認定と県収用委員会の裁決取消など求めて起きた行政訴訟の口頭弁論、那覇地裁で開かれる。

●2月5日付 嘉手納基地から発生した昨年1年間の航空機騒音(70デシベル以上、5秒以上継続)は2万3千回で過去5年で最高。嘉手納町役場の調べで明らかに。

沖縄のことよみ

◆2月7日 基地問題解決を訴える県女性訪米団(副知事ら8人)出発

◆2月 普天間実施委員会(FIG)初会合

◆2月18日 第4回沖縄政策協議会

◆2月21日 県収用委員会による米軍用地強制使用手続き第1回公開審理。

◆3月12日 強制使用手続き第2回公開審理

◆3月18日 象のオリ訴訟第4回口頭弁論

◆3月14日 米軍12施設の一部用地強制使用期限切れ

読者のみなさんへ

宛名ラベルのメッセージについて

定期購読者には「(定)」が入っています。その他の方々も、定期購読して下さると幸いです。止める場合は、ご一報下さい。

お送りした号で誌代が切れるとき、「今号で誌代切れ。継続願います。」というメッセージが入ります。また、お送りした号がすでに前号以前に誌代切れになっているとき、「誌代切れ。継続願います。」というメッセージが入ります。

**郵送による定期購読をお勧めします。月2回発行で、年間¥5,000- (6ヶ月
¥2,500-) です。タイトルの下に記載した郵便振替口座でお振り込み下さい。**

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

照屋みどり(PCDS)、笠本丘生(平和資料協同組合)、パティ・ウィリス(PCDS、カナダ)、ユージン・キャロル(国防情報センター、アメリカ)、中田眞里子(平和資料協同組合)、梅林宏道